

全青司2015年度会発第13号

2015年4月3日

## 生活扶助基準引下げの撤回を求める会長声明

全国青年司法書士協議会

会長 石橋 修

東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7F

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

e-mail [KYW04456@nifty.com](mailto:KYW04456@nifty.com)

URL <http://zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約3,000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、平成26年まで11年連続で「全国一斉生活保護110番」を実施しており、昨年度は4月と9月の2度にわたる「110番」に、全国から合計537件もの相談が寄せられた。当協議会は、生活に困窮する市民を一貫して支援し続けてきた立場から、平成25年より段階的に行われてきた生活扶助基準の引下げに関し、以下のとおり声明を発する。

### 声明の趣旨

当協議会は、今回行われた3段階目の生活扶助基準の引下げを含め、平成25年8月以来、段階的に行われてきた生活扶助基準引下げの撤回を求める。

## 声明の理由

### 1 前例のない大幅な基準引下げ

政府は、平成25年、総額約670億円、平均6.5%（最大10%）という生活扶助基準の引下げを3段階に分けて行う方針を決定した。この方針に従って、同年8月に第1回目の、平成26年4月に2回目の引下げがすでに実施され、本年4月に最後の引き下げが断行された。この一連の基準引下げによって生活保護受給額が減額される世帯は、全保護利用世帯の実に約96%にも上っている。そもそも、現行生活保護法が制定された昭和25年以来、生活保護基準が引き下げられたのは、2003年度（0.9%減）と2004年度（0.2%減）の2回のみであり、今回の基準引下げは、過去に前例のない大幅な引下げである。

### 2 昨今の物価高騰と消費税増税直後の生活扶助基準の引下げ

さて、わが国において、いわゆるアベノミクスや消費税の増税の影響で、物価の高騰が続いている。すなわち、総務省統計局が毎月発表している消費者物価指数は、昨年4月以来上昇を続け、総合指数は、前年同月比で2.2%～3.7%上昇しており、わが国は明らかな物価上昇局面に入ったと言える。特に、食料の指数及び光熱・水道の指数は平成27年2月の前年同月比でそれぞれ4.1%、3.5%（中でも食料のうち生鮮食品は5.3%）と、市民の生存に不可欠な生活必需品ほど物価上昇率が高くなっている。また、生活保護利用者等の生活に困窮している者ほど、これらの生活必需品が消費支出に占める割合が高く、平成26年4月に税率が8%となった消費税増税の影響をダイレクトに受ける。

このような物価の高騰や消費税増税による負担増によって、生活困窮が一層深刻化している中での三度にわたる生活扶助基準引下げの断行は、生活保護利用者に苛酷な生活を強いる結果となっており、到底看過できない。当協議会が昨年、2度にわたって開催した「全国一斉生活保護110番」においても、「消費税の増税の負担が重く、生活がさらに苦しくなった」「これでは暮らしていけない」「食費を削って生活しているが、これ以上削れるところがない」「これからの生活が不安だ」などといった悲痛な相談が多数寄せられ、多くの生活保護利用者の生活を現に圧迫している状況が見てとれるのである。

よって、このような状況をもたらす生活扶助基準の引下げは一刻も早く撤回すべきである。

### 3 生活扶助相当CPIの問題点

今回の一連の生活扶助基準の引下げの根拠となった、厚生労働省が採用した「生活扶助相当CPI」（消費者物価指数を算出する基礎品目から、生活扶助に該当しない家賃、教育費、医療費等を除いて算出した消費者物価指数）による計算方法は、政府の公式の計算方法であるラスパイレス指数とは異なり、学説上の根拠のない極めて特異な計算方法である。

そして、生活扶助相当CPIで計算した物価下落率は、ラスパイレス指数を基に計算したものと比較して下落率が大きいこと、生活扶助相当CPI算出の基礎品目の中には、「パソコン（デスクトップ型）」「パソコン（ノート型）」「電気冷蔵庫」など、生活保護受給者が購入することが難しい高価な電化製品も含まれているなどウエイトが生活保護利用者の消費実態に即したものではないこと、本来比較すべき年度を比較していないことなどから正当性や内容の妥当性に重大な疑義が投げかけられており、この点からも、生活扶助相当CPIを生活扶助基準引下げの根拠とすることは大いに問題である。

#### 4 検証方式の変更過程に関する問題点

そもそも生活扶助基準の設定は、昭和59年以降、「消費水準均衡方式」に基づいて行われてきた。消費水準均衡方式とは、一般国民の消費実態とのバランス（均衡）を維持しつつ、政府経済見通しに基づいて消費の伸び等の調整を行うという検証方式であり、消費者物価指数の変動を考慮するものではなかった。しかし、今回の一連の生活扶助基準の引下げにおいては、生活扶助基準の設定にあたって消費者物価指数の変動を考慮するということに変更された。これは、昭和59年以降採用されてきた検証方式を抜本的に変更するものであり、本来は統計の専門家も含めた学識経験者等が構成する専門機関によって慎重に検討されるべきであった。社会保障審議会内に設置された専門機関である生活保護基準部会においては、消費者物価指数の変動については考慮されなかったにもかかわらず、生活扶助基準の設定にあたって消費者物価指数の変動を考慮するということに変更されたのであるから、今回の一連の基準引下げは、裁量判断の過程に誤りがあると言わざるを得ない。

#### 5 生活保護制度を利用していない低所得層市民への影響

生活保護基準は、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の基準（ナショナル・ミニマム）として、わが国における最も重大な指標の一つである。生活保護基準を引き下げるということは、ただ単に生活保護利用者に交付される生活保護費が減少するだけに留まらず、様々な社会保障基準（地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免、介護保険の保険料・利用料の減額、障害者自立支援法による利用料の減額、生活福祉資金の貸付対象基準、就学援助の給付対象基準）と連動し、さらには最低賃金の引き上げ目標額となっていることから、生活保護を現に利用していない低所得者層の市民にも極めて重大な影響を及ぼすことが明らかである。

#### 6 結語

以上であるから、当協議会は、今回行われた3段階目の生活扶助基準の引下げを含め、平成25年8月以来、段階的に行われてきた生活扶助基準引下げの撤回を強く求めるものである。

以 上